

仕様書（案）

- 1 委託事業名 石川県「特別体験事業」実施業務
(石川復興リーディング食文化体験ツアー造成事業)
- 2 実施期間 契約締結日～令和7年1月31日

3 目的

能登地域には、歴史的・文化的背景を有し、かつ希少性や質の高さを備えた地域資源として、無形文化財に指定・登録されている輪島塗や能登杜氏による地酒、揚げ浜式の塩、世界無形遺産に登録されている「あえのこと」やキリコ祭りなどの多彩な祭事がある。また、「千枚田」に代表される能登の里山里海は、世界農業遺産としても登録されている。この能登の地域の魅力とともに、地元の食材にこだわる料理人が提供する食は、多くの観光客を魅了してきた。

このように能登には旅の目的となる多くの優れた要素が存在しているが、本年1月の能登半島地震によりこれらは大きな被害を受けた。現在、能登では、地震からの復旧・復興に向けて石川県一丸となり全力で取り組んでいるところである。

一方、金沢においては、この4月の兼六園の観桜期の無料開園期間の入園者が過去最高の約48.7万人となった。これは、観光客の増加によるものと考えられ、特に、近年インバウンド旅行者が北陸新幹線を活用する「新ゴールデンルート」が欧米豪の旅行者を中心に認知されていることが、要因の1つと考えられる。

こうした機会を活かし、石川の玄関口である金沢を起点に、復興を目指す能登（七尾）への旅行をインバウンド旅行者に提案する。これにより、能登の地域資源の復興をPRし、また、旅行客の金沢から能登への動線を作り出すことを目指す。

なお、本事業は、本県が観光庁所管の「特別体験事業」の採択を受けて実施するものであり、当該事業の公募要領の内容に準ずる必要がある。この中で、これまでにないインバウンド需要を創出し、特別な体験として提供することを通じて、インバウンド消費額5兆円超・一人当たり消費額25万円の速やかな達成や地方への波及効果等について調査・検証することを目的とする。

4 業務の内容

(1) 石川の食文化を深く堪能する特別なツアーの造成

高付加価値旅行者向けに、石川における旅の玄関口である金沢において、象徴的なロケーションを特別な方法や時間帯に活用し、ツアー客のためだけに提供するウェルカムイベントを開催するとともに、これを起点に、能登（七尾）を訪れ、震災からの復興を図る現地の食や伝統工芸、文化を体験できるイベント・体験コンテンツを造成する。また、これ

らをパッケージ化した旅行商品の造成を行い、インバウンド旅行者へ、石川・能登の魅力・認知度向上を図り、能登の地域の創造的復興に向けた足がかりとする。

① ターゲット

欧米豪等の訪日インセンティブ旅行・経営幹部旅行や、高付加価値なグループツアー（想定人数 20 名程度）。

② イベント・体験コンテンツ開発

i) 金沢でのウェルカムイベント

- ・石川県へ訪れるインバウンド客の着地である金沢において、石川の武家文化や伝統文化、食文化などを総合的に体験できるイベントを造成すること。
- ・県や市が保有、管理を行う文化財等の観光資源を特別なシチュエーションで活用し、食や芸術、文化を一体的に体験できる内容とすること。造成の際には、背景となっている歴史などのストーリーを意識したものにすること。
- ・会場の演出・装飾等は空間コーディネーターやイベントプランナーを活用するなど、ターゲットを意識した特別感のあるプログラムになるよう工夫すること。
- ・造成したイベント・体験コンテンツについて、概要や金額等を掲載したタリフを7月中に作成すること。
- ・造成したイベント・体験コンテンツについて、イメージ写真・動画等を掲載したプロモーションツールを作成すること。
- ・ターゲットと体験の価値を意識した料金設定とすること。

ii) 能登の復興を感じる、食と伝統文化体験イベント

- ・金沢での体験を更に深める、能登（七尾）での食と伝統文化のイベント・体験コンテンツを造成し、震災からの力強い復興に触れることができる特別なプログラムとすること。
- ・県や市が保有、管理を行う文化財等の観光資源を特別なシチュエーションで活用し、食や芸術、文化を一体的に体験できる内容とすること。また、震災からの復興の動きを後押しするような内容を組み込むこと。
- ・会場の演出・装飾等は空間コーディネーターやイベントプランナーを活用するなど、ターゲットを意識した特別感のあるプログラムになるよう工夫すること。
- ・造成したイベント・体験コンテンツについて、概要や金額等を掲載したタリフを7月中に作成すること。
- ・造成したイベント・体験コンテンツについて、イメージ写真・動画等を掲載したプロモーションツールを作成すること。
- ・ターゲットと体験の価値を意識した料金設定とすること。

③ 旅行商品のパッケージ化

- ・上記②で造成したイベント・体験コンテンツについて、宿泊や2次交通などをパッケージ化した旅行商品を造成すること。（2泊3日程度）

- ・旅行商品化にあたっては、ターゲットを意識した内容とし、高付加価値な旅行を前提に質を確保すること（通常の高付加価値旅行と比して付加価値を3倍以上とすること）。
- ・造成した旅行商品の概要や金額等を掲載したタリフを7月中に作成すること。

(2) 外国語ガイド研修の実施

(1) で造成したイベント・体験コンテンツ等について、背景となる地域の歴史やストーリーを含めて、その魅力を十分に伝えることができる外国語ガイドを育成するための研修を実施すること。

① 実施方法

(1) で造成したイベント・体験コンテンツ等の実演やロールプレイングを含めた実地研修とすること。

② 対象者

県内在住の全国通訳案内士等。県内において高付加価値旅行者のガイド経験を持つ者とし、参加者の選定については石川県と協議すること。

③ 研修の企画、講師の選定、研修当日の進行・管理・運営、参加者との連絡調整、実施にあたり必要となる交通手段の手配等、研修を円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

④ 全体管理及び実施記録（研修内容記録、写真画像含む。）の作成を行うこと。

⑤ 留意事項

- ・研修は主に英語ガイド向けの内容とすること。
- ・外国人向けにガイドが説明すべきポイント等をまとめたものを作成し、今後ガイドの自主研修等において活用できるようにすること。

(3) モニターツアーの実施

(1) で造成したイベント・体験コンテンツ等について、モニターツアーを実施し、実用化に向けた検証及び専門家の助言によるさらなる磨き上げを行うこと。

① 実施時期

令和6年度8月1泊2日程度

② 参加者

海外インセンティブ旅行や高付加価値旅行の誘致に関して知見・経験を有する専門家。参加者の募集・選定については、石川県と協議の上行うこと。

③ 具体的な日程については、石川県と十分に協議した上で決定すること。

④ モニターツアーの実施にあたり、参加者との連絡調整、交通・宿泊の手配、食事、通訳ガイド、資料準備、その他モニターツアーを円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと。

⑤ モニターツアー中のコンテンツの実施にあたり、訪問先となる事業者との調整を行うこと。

⑥ モニターツアーの様子を写真及び動画にて撮影し、今後のプロモーションにも使用できるようにデータを納入すること。

⑦ その他留意事項

・モニターツアーの参加者に対してコンテンツ等に関するアドバイスの聴取またはアンケートを実施し、集計・分析を行うこと。

・モニターツアー期間中における怪我・事故等に対応する保険に加入するなど、参加者の安全確保につき対応すること。その上で、行程中に生じる怪我や物損等についての参加者の個人責任の範囲について、参加者に対しあらかじめ説明し、同意を得ておくこと。

(4) イベント・体験コンテンツ等のプロモーション・販売・提供

(1)により開発・造成したイベントや体験コンテンツ、旅行商品について、効果的なプロモーションを実施し、ターゲットとする外国人旅行者への販売及び実施を行うこと。

① ターゲット市場

欧米豪、台湾等の高付加価値旅行者

② プロモーション

石川県のウェブサイト、SNS、OTA、その他ターゲットに対して効果的と考えられる方法によりプロモーションを行うこと。

③ イベント等の販売

石川県との連携により、ターゲット市場に対して体験イベント・コンテンツ、旅行商品の販売を行うこと。

④ イベント等の実施

i) 実施期間

令和6年11月中

ii) 実施内容

(1)において開発したイベント・体験コンテンツ、旅行商品

iii) 参加目標人数

外国人旅行者50人

iv) イベント等の実施にあたり、参加者との連絡調整、通訳ガイドの手配、訪問先となる事業者との調整、その他イベント等を円滑に進めるための一切の手配及び運営を行うこと

v) イベントの実施にあたり、開場の設営（椅子・テーブル、調理設備等）、装飾、食事の手配、アトラクションの手配等、必要な一切の準備及び運営を行うこと。

(5) 効果測定に必要な調査＜上記イベント等に関する効果測定＞

(4)で実施したイベント等について、実際に訪問した外国人旅行者の動向・効果等の調査を行うこと。

※調査の成果を最大化させるために、調査項目等は別途指示する。

5 事業費に含める経費

- (1) 石川の食文化を深く堪能する特別なツアーの造成
 - ・ イベント・体験コンテンツ、旅行商品の企画開発
 - ・ プロモーションツール・タリフの作成
 - ・ その他イベント・体験コンテンツ、旅行商品の開発に必要な経費
- (2) 外国語ガイド研修の実施
 - ・ 移動に係る専用車
 - ・ 講師料
 - ・ 実地研修に係る体験料
 - ・ その他研修の実施に必要な経費
- (3) モニターツアーの実施
 - ・ 県内宿泊・食事・専用車
 - ・ コンテンツ体験、モデルレセプション実施にかかる経費
 - ・ その他モニターツアーの実施に必要な経費
- (4) イベント・体験コンテンツ等のプロモーション・販売・提供
 - ・ プロモーション及びイベント集客にかかる経費
 - ・ イベント等の実施にかかる会場借り上げ料・設営費（会場の養生、クローク、下足箱、椅子・テーブル、調理設備、空調設備、電気設備等）
 - ・ その他イベント等の実施に必要な経費（ただし、イベントの参加料等はツアー原価に含むものとし、参加者の自己負担とする。）
- (5) 効果測定に必要な調査
 - ・ アンケート調査費

※プロモーションにかかる経費（下線部）は委託対象経費の10%を上限とする。

6 事業実績報告書の提出

令和6年12月28日までに、次の事項を含む実績報告書2部（A4判縦カラー）及び電子データを石川県へ納品すること。

- (1) 石川の食文化を深く堪能する特別なツアーの造成
 - ・ イベントのプロモーションツール及びタリフ
- (2) 外国語ガイド研修の実施
 - ・ ガイド研修の参加者名簿
 - ・ 研修の様子
 - ・ 作成したガイディング用ツール
- (3) モニターツアーの実施

- ・モニターツアーの参加者リスト
 - ・モニターツアーの様子（写真画像含む）
 - ・モニターへの意見聴取（アンケート）結果
- (4) イベント・体験コンテンツ等のプロモーション・販売・提供
- ・プロモーションの実施記録
 - ・イベント等の参加者リスト
 - ・イベント等の様子（写真画像を含む）
- (5) 効果測定に必要な調査
- ・アンケート調査結果
- (6) 成果物の提出
- ・依頼した内容の実施が確認できる写真や報告書（各種データ含む）等
- (7) その他石川県が指示した項目

7 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らし、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 請負事業者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、石川県に帰属するものとする。
- (5) 請負事業者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 石川県と連絡調整を密に行うこと。作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、その都度担当職員と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本事業は観光庁の特別体験事業の採択を受けて実施するものであり、事務局の指示により内容が変更になる可能性があることに留意すること。
- (8) 費用計上の仕様については、特別体験のマニュアルに準じる。